

#### 道路運送法（抜粋）

第 78 条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 （略）
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（「自家用自動車有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 （略）

第 79 条 自家用自動車有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

#### 道路運送法施行規則（抜粋）

第 49 条 第 78 条第 2 号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）＜市町村運営有償運送＞
- 二 （略）＜過疎地有償運送＞
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（「福祉有償運送」という。）
- イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者